

# 生徒指導関係

## はじめに

- 1 以下を校則として定める。男女に差はない。
- 2 疾病などの特別な場合を除き、下記の校則を基に全生徒に対し同一の指導を行う。
- 3 教職員が不適切であると判断した場合は、以下に示した内容に限らず随時指導を行う。
- 4 この校則は、新たに出た教育上の課題や生徒、保護者、教職員などの意見を学校や地域の状況、社会の変化などを踏まえて協議し、適宜適切なものに変更する。その場合はHPで公開している校則を変更し、周知する。

## 校則

### 1 服装について

- (1) 服装は私服とする。ただし、華美なものや露出が多いもの（タンクトップ、腹部が見えるシャツなど、丈の短いズボンやスカートなど、透けていたり穴が開いていて肌が見えたりするもの）は着用しない。
- (2) 式事（入学式、卒業式、始業式、終業式）には、スーツなどフォーマルな式事にふさわしい服装（式服）を着用する。
- (3) ピアス（透明ピアスは可）やネックレス、ブレスレット、指輪などの装飾品を着用しない。
- (4) 校舎内で、帽子やフードを着用しない。
- (5) 校舎内では、指定のスリッパ（要記名）を使用する。
- (6) 体育館では、指定の体育館シューズ（要記名）を使用する。ただし、部活動時は私物の室内用シューズ（ソールがノンマーキングであるもの）を着用することも可とする。
- (7) 靴下を着用する。
- (8) 登下校時は、不安定な履物（サンダルなど）を使用しない。

### 2 頭髪について

- (1) 頭髪の染髪（白髪染めは要相談）や脱色をしない。
- (2) 頭髪にパーマ（カール、ストレート問わず）をかけない。
- (3) 通常時や行事時を問わず、髪型を加工（アイロンの使用など）しない。
- (4) 前髪を周囲の人から目が見えない長さにしなない。長い場合は髪を分ける。
- (5) 華美な髪留めを着用しない。
- (6) 特異または奇抜な髪型にしなない。

### 3 服装や頭髪以外の身だしなみについて

- (1) 顔の化粧をする場合は最低限（カラーコンタクトやつけまつ毛をつけない）で行う。
- (2) 顔以外の化粧（タトゥーシールやボディペイントなど）をしない。
- (3) ネイルやマニキュア（透明色は可）をしない。

- (4) 爪<sup>つめ</sup>を長くしない。
- (5) 過度<sup>かど</sup>な匂い<sup>にお</sup>を発する香水をつけない。
- (6) 髭<sup>ひげ</sup>を伸ばさない。

#### 4 通学方法について

- (1) 自動車やバイク、原動機付自転車<sup>げんどうきつじてんしや</sup>、キックボード（人力・電動問わず）で通学しない。  
（事業所の正規職員として勤務していて、始業時間に間に合わない場合は要相談）
- (2) 自転車通学をする場合、自転車点検日に自転車点検及びヘルメット<sup>ヘルメット</sup>所有の確認を受ける。  
通学時はヘルメットの着用<sup>ちゆうりん</sup>に努め、指定の駐輪場（東棟北側）に駐輪<sup>ちゆうりん</sup>する。

#### 5 飲酒や喫煙について

- (1) 20歳未満の生徒は、学校管理下であるかどうかに関わらず、飲酒や喫煙をしたり、アルコール飲料<sup>アルコール飲料</sup>や喫煙具<sup>きつえんぐ</sup>（たばこやライターなど）を保持したりしない。  
また、アルコールを含んでいるかどうかに関わらずアルコール飲料<sup>アルコール飲料</sup>に類似した飲料（ノンアルコールビールやノンアルコールカクテルなど）を飲んだり、ニコチンやタールを含んでいるかどうかに関わらず電子タバコ<sup>でんし</sup>や加熱式タバコ<sup>かねつしき</sup>などを使用したり保持したりしない。
- (2) 20歳以上の生徒であったとしても、学校管理下（登下校中、校外での活動も含む）では、飲酒や喫煙をしたり、アルコール飲料<sup>アルコール飲料</sup>や喫煙具<sup>きつえんぐ</sup>（たばこやライターなど）を保持したりしない。  
また、学校管理下ではアルコールを含んでいるかどうかに関わらずアルコール飲料<sup>アルコール飲料</sup>に類似した飲料（ノンアルコールビールやノンアルコールカクテルなど）を飲んだり、ニコチンやタールを含んでいるかどうかに関わらず電子タバコ<sup>でんし</sup>や加熱式タバコ<sup>かねつしき</sup>などを使用したり保持したりしない。

#### 6 電子機器<sup>でんしきき</sup>について

- (1) S Tや授業中は、私物の携帯電話<sup>けいたいでんわ</sup>（スマートフォンなど）やタブレットPCの電源を切るか、サイレントモードなど音や振動<sup>しんどう</sup>が鳴らないようにして鞆<sup>かばん</sup>の中に入れる。
- (2) 清掃時は、私物の携帯電話<sup>けいたいでんわ</sup>（スマートフォン）やタブレットPCの電源を切るか、サイレントモードなど音や振動が鳴らないようにして使用しない。
- (3) スマートウォッチなどの腕時計<sup>うでどけい</sup>は、時間を確認すること以外にS Tや授業中に使用しない。また、サイレントモードなど音や振動が鳴らないようにする。
- (4) 学校のタブレットの使用<sup>使用</sup>方法や考査中における電子機器の取り扱い<sup>取り扱い</sup>は別で定める。

#### 7 下校時刻について

授業が終わり次第<sup>しだい</sup>すみやかに帰宅する。部活動、委員会などの活動があったり、放課後の体育館開放に参加したりする場合でも、教員の付き添いがない場合は、遅くとも21時30分には正門<sup>せいもん</sup>または東門を出て下校する。

#### 8 特別指導<sup>特別指導</sup>について

### (1) 特別指導の対象事項

- ア 無免許運転
- イ 暴力（過度な暴言を含む）
- ウ 窃盗
- エ 万引き
- オ いじめ
- カ たかり
- キ 盗撮
- ク インターネットを介した不適切な情報発信
- ケ 電車やバスなどの不正乗車
- コ 薬物乱用
- サ 20歳に満たない生徒の飲酒や喫煙（アルコール飲料や喫煙具の保持も同様）
- シ 18歳に満たない生徒のパチンコなどの遊技施設の立ち入り
- ス 意図的な器物破損
- セ その他生命や財産に関わる違法行為
- ソ 考査中の不正行為
- タ 個別の段階指導でも改善されない問題行動
- チ その他特別指導が必要と判断されるもの

### (2) 特別指導の内容

特別指導は、登校指導とする。ただし、指導に従い、学校を続けるという意思確認ができるまで家庭待機とする。指導を通じて、別室で職員と自身の行動の振り返りを行い、考え方を改め、今後の行動を決意する。

### (3) 特別指導の手順

- ① 保護者同伴で意思確認
- ② 職員からの指導・職員との面談・反省文
- ③ 保護者同伴で学校長による申し渡し（始）
- ④ 職員からの指導・職員との面談・補充学習・日課表（毎日活動の記録）
- ⑤ スクールカウンセラーなどと面談
- ⑥ 決意文
- ⑦ 保護者同伴で学校長による申し渡し（終）
- ⑧ 状況に応じた観察指導

## 9 個別指導について

- (1) 下記の(2)の場合は、職員からの指導や職員との面談、反省文指導などその都度適切な個別指導をする。

指導後、改善されず繰り返し行われる場合は、段階指導（担任指導→生徒指導部員指導→生徒指導部長指導→教頭指導）を行う。それでも改善されない場合は特別指導の対象とする。ただし、過度の場合は段階指導を経ず、特別指導の対象とすることもある。

## (2) 個別指導の対象事項

- ア 怠学（<sup>たいがく</sup>正当な理由がないまたは無断の遅刻や早退、欠席、授業の中抜けなど）
- イ 暴言
- ウ 迷惑行為（大きな音や声を出す、携帯電話やイヤホンを使用しながら歩くなど）
- エ 不適切な身だしなみ
- オ 授業中の私物の電子機器など、学習に不適切な物の使用
- カ 授業中に私物の電子機器などの音（振動音含む）が鳴る
- キ 無許可自動車通学（バイクや原動機付自転車を含む）
- ク 不適切な態度
- ケ 指導拒否（<sup>きよひ</sup>）
- コ その他個別指導が必要と判断されるもの

## 10 欠席・遅刻・早退について

- (1) 正当な理由なく、欠席や遅刻、早退をしない。
- (2) 遅刻や欠席をする場合は、17時00分までに学校に電話し理由を伝える。  
保護者に電話してもらうことが望ましい。（定時制直通 0533-68-6202）
- (3) 遅刻して登校した場合、職員室に行き、記録カードを記入する。その後、教室に入室する際に担当の職員に記録カードを提出する。
- (4) 授業中にトイレに行った場合など再度教室に入室する際は、職員室に行き、記録カードを記入する。その後、教室に入室する際に職員にカードを提出する。
- (5) 早退する場合は、職員室に行き、記録カードを記入し提出する。自宅に帰着したら、学校に電話し、帰着したことを伝える。（定時制直通 0533-68-6202）

## 11 職員室入室について

- (1) 職員室入室する際は、入口で防寒具（<sup>ぼうかんぐ</sup>コートや手袋、マフラーなど）を脱ぎ、入口左側の荷物置きに防寒具や鞆などの荷物を置く。身だしなみを整える。
- (2) 職員室入室後、「失礼します。○年、○○です。用件は・・・」と氏名や用件を述べる。退室する際は、「失礼しました。」と述べる。

## 12 その他の個別指導に関する基本的なことについて

- (1) 学校内について
  - ア 一度登校した後は、校外に出ない。
  - イ 携帯電話（スマートフォンなど）を使用しながら歩かない。
  - ウ イヤホンやヘッドホンなどを着用して歩かない。
  - エ 飲食しながら歩かない。
  - オ 大きな音楽を鳴らさない。

- カ 大きな音を出さない。
  - キ 正しい言葉遣いをする。
  - ク 私物の管理は自身で行い、紛失しないように努める。
  - ケ 学校生活に必要な物（多額のお金やゲーム機など）は持参しない。
  - コ 金銭の貸借はしない。
  - サ 他人の物を勝手に使わない。
  - シ S Tや授業中に携帯電話や飲食物、鞆など学習に不要な物を机の上に置かない。
- (2) 学校外について
- ア 深夜に出歩かない。外泊する場合は保護者の許可を取る。
  - イ アルバイトは、学校生活に影響ない範囲で行う。
  - ウ 交通事故に遭った場合、担任及び生徒指導部に報告する。
  - エ 自動車学校などに運転免許（自動車、バイクなど）を取得するために行く場合は、学校生活に影響がない時間に通学する。
  - オ 自動車学校などに運転免許（自動車、バイクなど）を取得するために行く場合は、事前に担任及び生徒指導部に報告し、事前指導を受ける。
  - カ 学校から電話があり、出られなかった場合は折り返し電話する。
- (3) その他
- 上記の(1)及び(2)に記載されている以外のことであっても、その他指導されたことを自身の行動の改善に繋げる。

### 13 補足

蒲郡高校定時制の生徒であるかどうかに関わらず、20歳に満たない者の飲酒（お酒を飲む）や喫煙（たばこを吸う）、公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）は禁止されている。それは、保護者が同席していたり、保護者の許可があったりしたとしても認められない。

また、18歳に満たない者は、深夜（特に夜23時から朝6時まで）は外出を控えなければならない。深夜徘徊として補導対象であり、事件に巻き込まれたり、非行行為に繋がったりする可能性が高い。

本校は夜間定時制であり、平常日は17時から21時（部活動や委員会活動などがある生徒は21時半）近くまで、学校生活を行う。帰りはすみやかに帰宅し、睡眠時間を確保し、生活習慣を正してほしい。日中の過ごし方は生徒により異なるが、家庭学習やアルバイトなど有意義に時間を活用することで、メリハリのついた活力のある学校生活を送ることができる。

### 付 則

- 1 令和7年3月19日 一部改訂